

- 雪害対応の連携について
- 高病原性鳥インフルエンザ対策(応援)について
- ドローン活用の取組
- 災害時の連携体制の構築について
- 道路法改正による国土交通省の権限代行復旧について
- 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト

- 今季の12月～1月においては、冬型の気圧配置が強まり、関東甲信地方においては、大雪となる予測が発表。
- 雪害対応に備え、事前に関係機関が連携して記者発表を実施し、道路利用者に対する呼びかけを実施。

【合同記者発表について】

○12月18日（金）

「大雪に関する道路利用者への呼びかけ」
 関東地方整備局、東京管区气象台、関東運輸局、
 北陸信越運輸局の4機関による合同記者発表

○12月28日（月）、1月6日（水）、2月16日（火）

「大雪に対する緊急発表
 ～道路利用者の皆様への呼びかけ～」
 関東地方整備局、東京管区气象台、関東運輸局、
 北陸信越運輸局、NEXCO東日本、NEXCO中日本の
 6機関による合同記者発表

○1月11日（月）

「南岸低気圧に伴う積雪・路面凍結にご注意
 ください
 ～道路利用者の皆様への呼びかけ～」
 関東地方整備局、東京管区气象台、関東運輸局、
 北陸信越運輸局、NEXCO東日本、NEXCO中日本、
 首都高速道路の7機関による合同記者発表

令和3年1月11日（月）

記者発表資料

南岸低気圧に伴う積雪・路面凍結にご注意ください
 ～道路利用者の皆様への呼びかけ～

関東甲信地方では低気圧や寒気の影響で12日（火）の未明から雪や雨となり、甲信地方や北部の山沿いを中心に積雪となる所があるでしょう。【別紙①】
 雪に関する気象情報 https://www.jma.go.jp/jma/bosaiinfo/snow_portal.html

普段雪が降らない平野部においても、突然の降雪による立ち往生や路面凍結によるスリップ等に警戒が必要です。不要不急の外出は避けていただくとともに、やむを得ず運転する場合には、冬用タイヤやチェーン等を早めに装着して下さい。また、関東地方整備局管内の直轄国道については、大雪時に集中的・効率的除雪作業を実施するため、必要に応じて通行止めを行う「予防的通行規制区間」をあらかじめ設定していますのでご理解・ご協力をお願いいたします。【別紙②】

関東甲信地方の異常降雪時の道路情報については
 関東地方整備局ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp>
 関東地方整備局道路部ツイッター https://twitter.com/mlit_kanto_road
 東日本高速道路株式会社ホームページ <https://www.e-nexco.co.jp/>
 中日本高速道路株式会社ホームページ <https://www.c-nexco.co.jp/>
 首都高速道路株式会社ホームページ <https://www.shutokei.jp/>
 などをご活用ください。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ 郡庁記者クラブ 神奈川県政記者クラブ 千葉県政記者会 茨城県政記者クラブ 群馬県政記者クラブ 栃木県政記者クラブ 山梨県政記者クラブ 刀水クラブ・テレビ記者会 長野県庁会見場 長野市政記者クラブ 長野市政記者会 横浜海事記者クラブ 物流専門紙 関東運輸局記者会（ハイタク専門紙）

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 道路部道路管理課 TEL：048-601-3151（代表）
 道路管理課長 小澤 和孝（こさわ ともしゆき）（内線4411）
 気象庁 東京管区气象台 気象防災課 TEL：042-497-7193
 気象防災情報調整官 永井 佳実（ながい よしみ）
 国土交通省 関東運輸局 総務部（長野県以外） TEL：048-211-7269
 安全防災・危機管理調整官 竹内 淳（たけうち あつし）
 国土交通省 北陸信越運輸局 総務部（長野県） TEL：025-285-9000（代表）
 安全防災・危機管理調整官 百瀬 寛政（よしざわ みこと）
 東日本高速道路株式会社 お客さまセンター TEL：0570-024-024またはTEL：03-5308-2424
 中日本高速道路株式会社 お客さまセンター TEL：0120-922-229またはTEL：052-223-0333
 首都高速道路株式会社 防災対策課または広報課 TEL：03-3539-9292またはTEL：03-3539-9257

1月11日（月）7機関による合同記者発表

令和2年度 高病原性鳥インフルエンザ対策（応援）について

1. 千葉県の疑似患畜の確認状況

- (1) R2年12月24日: いすみ市の農場(約1,160,000羽)
- (2) R3年1月11日: いすみ市の農場(約1,145,000羽)
- (3) 1月21日: 横芝光町の農場(約4,200羽)
- (4) 1月24日: 匝瑳市の農場(約3,500羽)
- (5) 2月4日: 匝瑳市の農場(約169,000羽)
- (6) 2月6日: 旭市の農場(約420,000羽)
- (7) 2月7日: 多古町の農場(約1,150,000羽)
- (8) 2月8日: 匝瑳市の農場(約256,000羽)
- (9) 2月11日: 匝瑳市の2農場(約357,000羽)
- (10) 2月15日: 匝瑳市の農場(約39,000羽)

2. 千葉県への応援内容

- (1) 12月24日
 - ・関東地方整備局応援対策本部、関東技術応援対策支部を設置。
 - ・千葉県庁へリエゾン派遣(千葉県庁2名)。
 - ・千葉県の要請により、照明車4台を千葉県へ貸し付け。
- (2) 12月25日
 - ・千葉県の要請により、照明車3台を千葉県へ貸し付け。
- (3) 12月28日
 - ・千葉県庁へリエゾン派遣(千葉県庁1名)。
 - ・千葉県の要請により、照明車1台を千葉県へ貸し付け。
- (4) 1月7日
 - ・千葉県庁へリエゾン派遣(千葉県庁1名)。
- (5) 2月6日
 - ・千葉県の要請により、照明車2台を千葉県へ貸し付け。
- (6) 2月7日
 - ・千葉県の要請により、照明車2台を千葉県へ貸し付け。
- (7) 2月8日
 - ・千葉県の要請により、照明車4台を千葉県へ貸し付け。

1. 茨城県の疑似患畜の確認状況

- (1) R3年2月2日: 城里町の農場(約840,000羽)

2. 茨城県への応援内容

- (1) 1月20日
 - ・茨城県の要請により、照明車2台を茨城県へ貸し付け。
- (2) 2月2日
 - ・茨城県の要請により、照明車2台を茨城県へ貸し付け。
- (3) 2月5日
 - ・茨城県の要請により、照明車3台を茨城県へ貸し付け。



令和3年2月5日 照明車の使用状況(茨城縣城里町農場内)

◆高病原性鳥インフルエンザとは？

⇒国際連合食糧農業機関(FAO)などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例。
 ⇒伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、鶏産業に及ぼす影響が甚大である

◆なぜ照明車が必要なのか？

⇒24時間以内の「と殺」の完了と72時間以内の焼埋却の必要があるために、夜間作業が発生するため
 出典:「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(農林水産省)

①ドローン活用への取り組み:より安全な運行体制へ

令和2年11月1日、関東地方整備局小型無人機運用会議が航空局の「技能認証団体」として承認。局内直営で安全教育や技能講習及び資格試験、資格証の発行をする事となった。

実機(200g以上の機体)を屋外で飛ばす場合の資格制度

操縦者(C級)

インストラクター(B級)

マイスター(A級)

TACCO(A級)

トップガン(S級)

インストラクターの監督の下、目視の範囲内で飛行させる事が出来る
目視の範囲内であれば、物件から30m以内でも飛行させる事が出来る
TACCOのナビゲーターがあれば目視外で飛行させる事が出来る
マイスターに対して的確な指示が下せるA級のナビゲーター
マイスターとTACCOの資格を併せ持ち、保有する全ての機体を
法の範囲内で飛行させる事が可能な「技能認証団体」の講師

操縦者、ナビゲーター、周辺状況監視者の
3名一組での運用が義務づけられる



より安全な運行のため、実技教育だけでなく
航空法や機体特性、気象や電波といった関係
法令・知識についても座学を充実させていく



②ドローン活用への取り組み: 直営の講習会による操縦者育成及び現地調査への活用

令和元年6月より所内ドローン講習会を開催



ドローンによる被災状況調査(黒桂河内川)



甲府河川国道と連携した若手職員の訓練



ドローンによる被災状況調査(稲又谷)



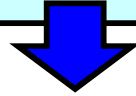
災害時の連携体制の構築に向けた新たな仕組みについて

公共工事の品質確保の促進に関する法律 (R1.6改正)

【法改正の背景】※災害関係

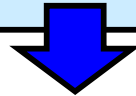
- 全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備を基本理念とし、発注者の責務、体制整備について規定 (R1.6)
※これまでも発注者協議会で取り組みを推進



発注関係事務の運用に関する指針 (R2.1改正)

『災害時における対応』項目を新設。『**建設業者団体・業務に関する各種団体等**や**他の発注者との連携**』について明記



国土交通省 (TEC-FORCE) との連携強化や、効率的かつ迅速な支援活動を行うための制度改善・体制構築等に向けた取り組みの「**基本的な考え方**」をとりまとめた (R2.6)。

「建設業・建設業関連団体との意見交換」

【意見交換の背景】

- 国土交通省では、これまで大規模自然災害発生時に TEC-FORCE 等が被災自治体支援にあたってきたが、支援ニーズは増大・多様化しており、支援活動のさらなる効率化・迅速化が必要である。
- また、我が国においては、切迫する南海トラフ巨大地震や首都直下地震、さらには気候変動による水害の頻発化・激甚化等を踏まえ、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実・強化が急務となっている。
- そのため、これまでの TEC-FORCE による被災自治体支援等にあわせ、建設業者・建設関連業者との連携を含む、国家の総力を挙げた被災自治体の支援体制の構築が必要。
- また、被災自治体支援には、それぞれの地域に必要な人員・資機材を確保する等の即応性が不可欠である。



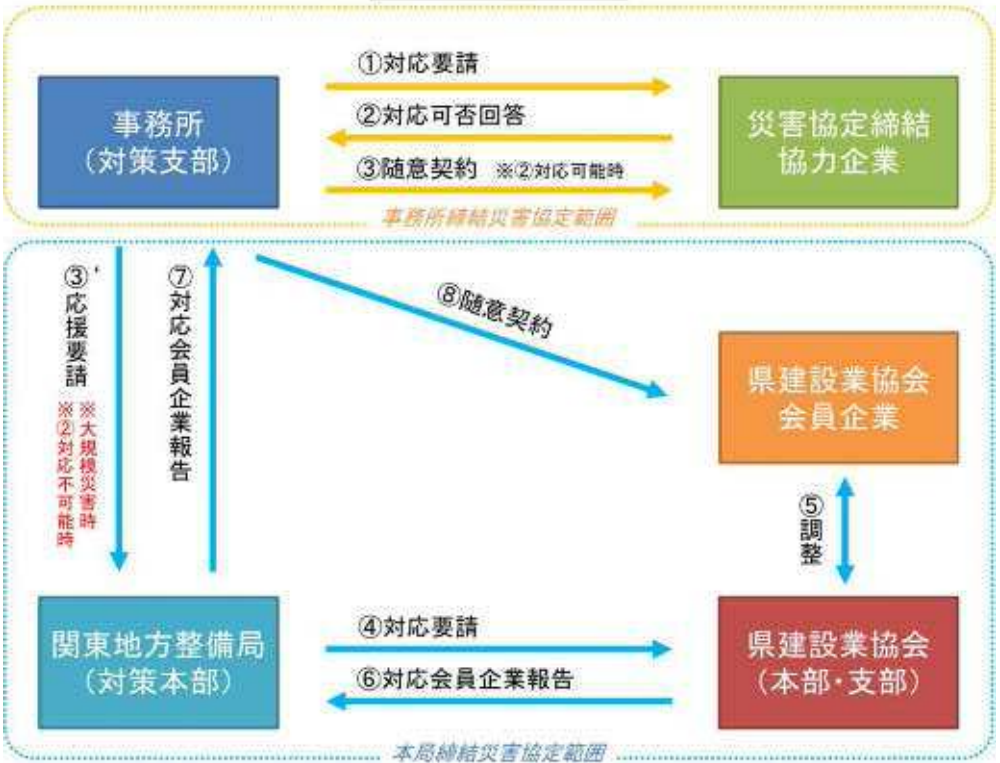
災害復旧の迅速化・効率化を図るため、「建設業・建設業関連団体との意見交換」を開催。

- <意見交換参加団体>
- (一社) 全国測量設計業協会連合会、
 - (一社) 全国地質調査業協会連合会、(一社) 建設コンサルタント協会、
 - (一社) 日本建設業連合会、(一社) 全国建設業協会

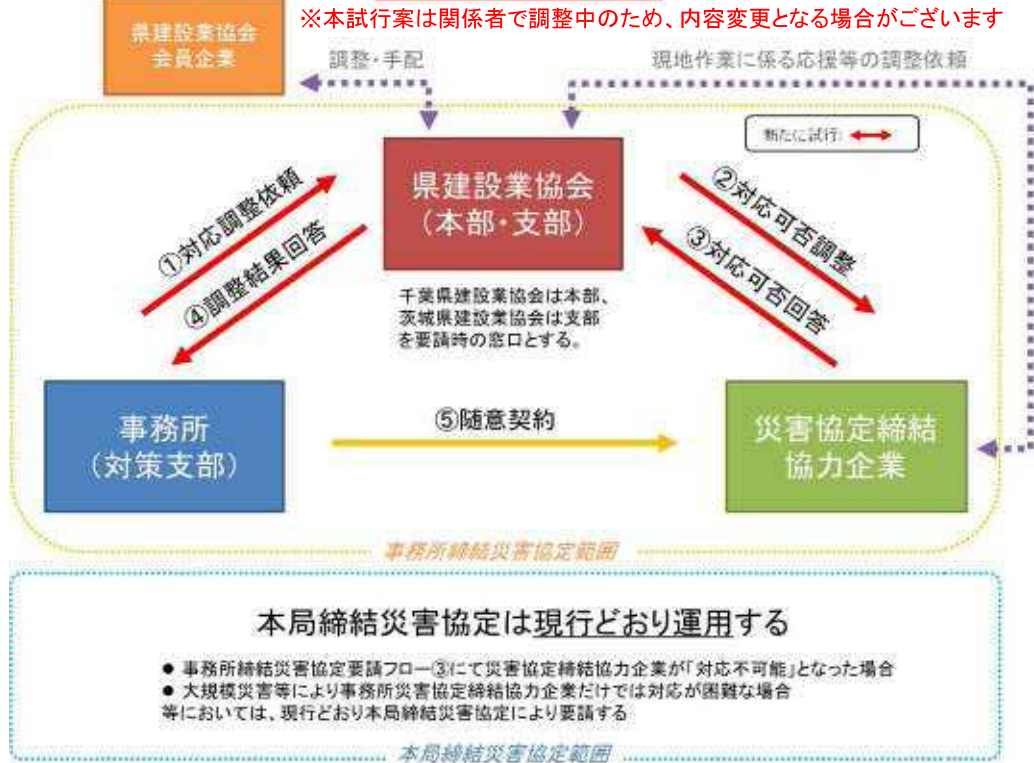
災害時の連携体制の構築 ～事務所締結災害協定に基づく要請方法の新たな試行～

- 関東地方整備局管内の各県建設業協会との意見交換会・打合せにより、事務所で締結している災害協定に関して下記の課題を確認
 1. 事務所は個別協力企業と締結しており、対応要請は個別協力企業へ直接行われる。
 2. 個別協力企業に対して、事務所から対応要請や現地作業等の問合せが集中するため混乱する。
 3. 対応要請に際して、事務所と個別協力企業間でのみ調整されるため、建設業協会において会員企業の対応状況が把握できない。
 4. 個別協力企業が現地作業に際して協会会員企業へ応援を手配したくとも、協会が企業間の調整に介入できない。
- 千葉県、茨城県に管内を有する事務所において、千葉県建設業協会及び茨城県建設業協会の会員企業と締結している災害協定に基づき対応要請を行う場合は要請フロー（試行案）により運用し、試行結果より双方で課題等を確認する。

要請フロー（現行）



要請フロー（試行案）



同時発表：国土交通本省

令和2年7月22日
九州地方整備局

球磨川くまがわに架かる橋梁10橋、兩岸道路約100kmの早期復旧に向け
国の権限代行による災害復旧事業に着手
～道路法改正後、県道等の災害復旧代行の初適用～

- 令和2年7月豪雨における八代市やっしろから人吉市ひとよし間の国道219号等の道路の被災については、球磨川くまがわを渡河する橋梁が10橋流失するなど、被害が広範囲に及んでおり、被災地方公共団体より国による早期復旧のご要望をいただいていることから、国土交通省では、流失した橋梁10橋を含む国道219号や熊本県道等の約100kmの災害復旧事業を国が代行することに決定しました。
- まずは、国道219号と並行する県道を組合せた1本の啓開ルート確保を8月上旬を目途に進めております。また通学路にも指定されている西瀬橋にしぜぼしへの仮橋設置に着手します。
- なお、先般の国会において、県道等の災害復旧事業においても国が代行できるよう道路法の改正（令和2年5月）を行いました。今回この適用により迅速な代行に努めて参ります。

【直轄代行の概要】

1. 球磨川くまがわに架かる橋梁：10橋（深水橋ふかみぼし、鎌瀬橋かませぼし、相良橋さがらぼし、西瀬橋にしぜぼし等）
2. 球磨川くまがわ兩岸の道路：約100km（国道219号、主要地方道ひとよしみなた人吉水俣線等）

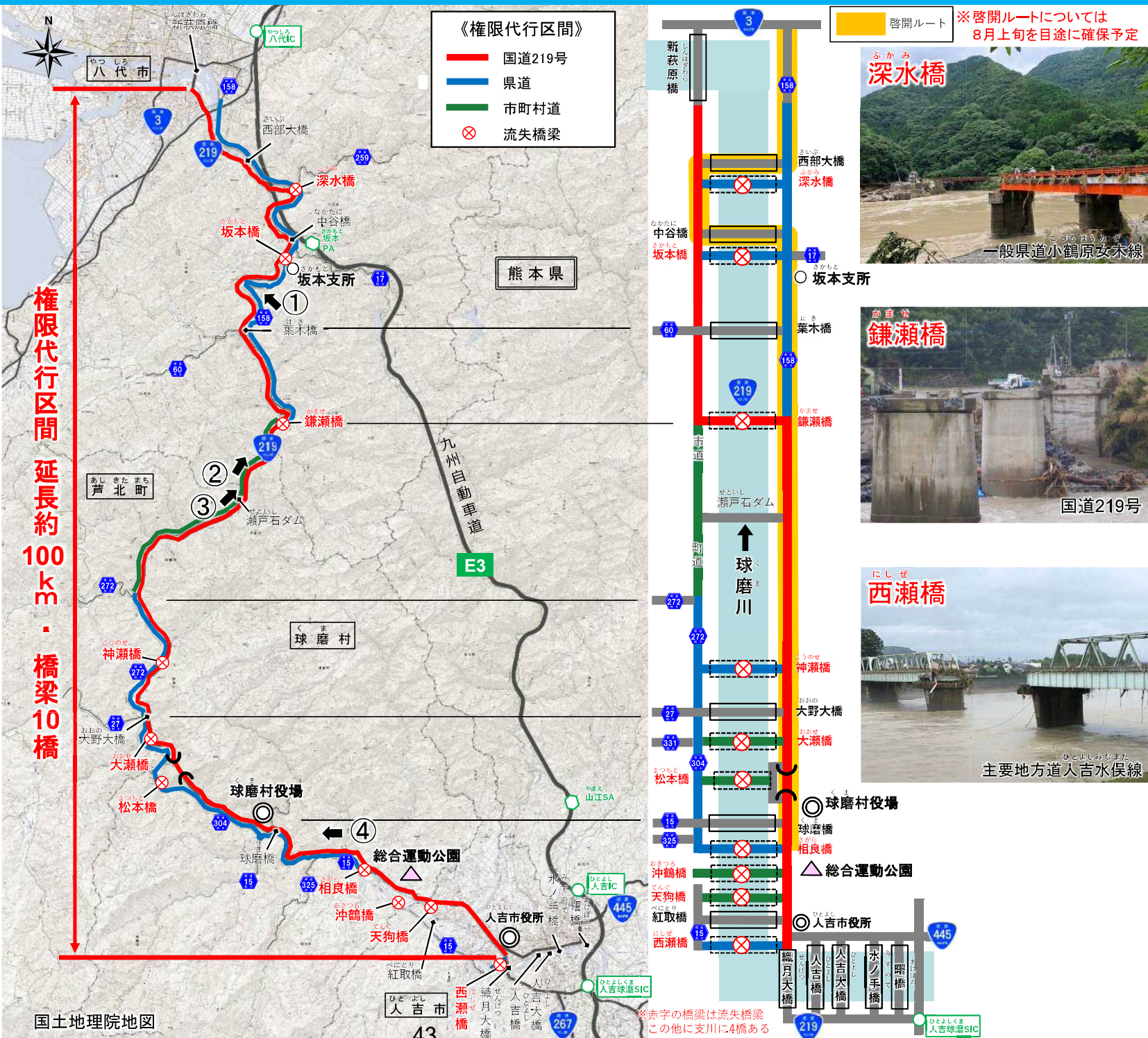
問い合わせ先：

九州地方整備局 道路部 道路計画第一課 課長 野村 文彦のむら ふみひこ

TEL：092-476-3529（直通）

FAX：092-476-3478

国道219号等災害復旧（直轄権限代行）位置図



総力戦で挑む防災・減災プロジェクト ～いのちとくらしをまもる防災減災～

■「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の概要

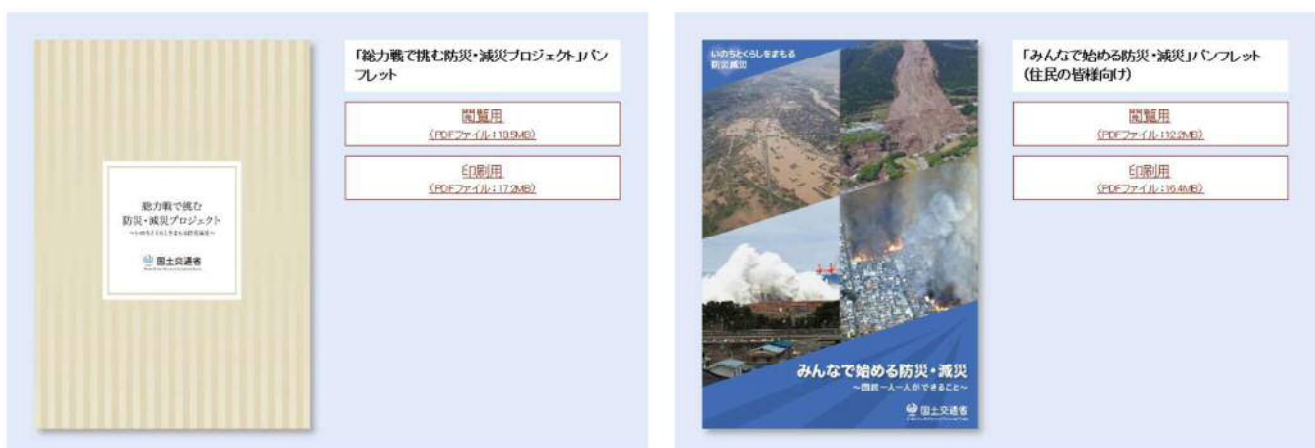
- ここ数年来、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、災害から国民の命と暮らしを守るためには、これまでの教訓や検証を踏まえ、抜本的かつ総合的な防災・減災対策が必要です。
- 国土交通省ではその総力を挙げて、抜本的かつ総合的な防災・減災対策の確立を目指すため、令和2年1月に、新たに「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト ～いのちとくらしをまもる防災減災～」を立ち上げました。

■プロジェクトでとりまとめた施策について

このプロジェクトでは、

- 縦割り志向ではなく、関係者や他分野と連携することにより、防災・減災施策を強化できないか
 - 国民目線に立ったわかりやすい施策となっているか
- という「連携」と「国民目線」をキーワードとして、国土交通省の防災・減災施策を総ざらいの上、ブラッシュアップを行い、令和2年7月に、施策のとりまとめを行いました。今後、関係省庁や地方公共団体など関係者と連携して、プロジェクトに基づく施策を強力に推進して参ります。

プロジェクトの内容について、活用されるニーズごとに2種類のパンフレットを作成しました。ぜひご活用ください。



「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」
パンフレット

「みんなで始める防災・減災」
パンフレット（住民の皆様向け）

パンフレットは国土交通省ホームページに掲載しております。
↓こちらからダウンロードできます。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/sosei_point_tk_000034.html